

第6章 議決

第1節 議決及び議決書等の作成

事件について審理手続を終結した後、最終合議により法第98条第4項《裁決》に規定する裁決の基礎となる議決をして、「議決書(21号)」等を作成する。議決及び「議決書(21号)」等の作成の手続は、次に定めるところによる。

1 議決のための準備

担当審判官は、最終合議において使用する次に掲げる資料を作成し、開催日のおおむね1週間前までに、参加審判官及び当該合議に参加する者に配付する。

(1) 「議決書(21号)」案。ただし、「判断整理表(27号)」等を作成している場合には、「議決書(21号)」案に代えて当該「判断整理表(27号)」等を使用して差し支えない。なお、「議決書(21号)」案は、「裁決書起案の手引」の定めに従って作成する。

(2) 処分の一部を取り消す場合に「議決書(21号)」案に添付する「取消額等計算書(25号)」

(注) 「取消額等計算書(25号)」は、所得税(源泉徴収に係るものを含む。)、復興特別所得税(源泉徴収に係るものを含む。)、法人税、地方法人税、復興特別法人税、相続税、贈与税、消費税及び地方消費税並びに地価税の課税標準等又は税額等に係る処分に対する審査請求の場合において処分の一部を取り消す議決をするときに作成する。

また、上記の税目以外の税目について、課税標準等又は税額等に係る処分の一部を取り消す議決をする場合には、適宜の様式によりその取消しにより変動する課税標準等及び税額等を明らかにした計算書を作成する。この場合において、登録免許税法又は自動車重量税法の規定による処分に係る審査請求にあつては、上記計算書に、登記等の日付又は自動車検査証の交付等若しくは車両番号の指定を受けた日付をも明らかにするよう留意する。

(3) 次の事項を記載した「事件検討表(22号)」及び記載の基礎とした資料。ただし、「争点の確認表(24号)」を作成している場合には、「事件検討表(その2)(22号)」に代えて当該「争点の確認表(24号)」を使用して差し支えない。

イ 審査請求に係る処分の概要、経緯等について補足すべき事項がある場合には、当該事項

ロ 審理手続終結合議後に請求人又は原処分庁の主張の追加、変更若しくは撤回があった場合には、当該主張の要旨

ハ 調査事項、証拠の写し、担当審判官等の意見及び当該意見の根拠等合議に必要があると認める事項がある場合には、当該事項

(4) 前記(1)から(3)までのほか議決に必要があると認められる資料

2 議決

担当審判官等は、最終合議において、「議決書(21号)」案等に基づき、原則として、

①主張及び争点、②法令の解釈、③事実の認定、④法令の適用の順序で検討する。この

場合において、争点が2以上あるときは、論理的に先行決定を要する争点から順次多数決により決定（先行決定を要する争点についての決定を前提にして、次の争点について多数決により決定）する方法によって、議決の結論（却下、棄却、全部取消し、一部取消し又は変更）及び理由を決定する。

なお、複数の争点がある場合において、一の争点につき審査請求に係る処分の減額要因があり、他の争点につき当該処分の増額要因があるときは、当該処分に係る課税標準等又は税額等の総額により、当該処分の当否を判断する。

議決の結論は、法第98条第1項から第3項（裁決）までに規定する裁決に準じ、次のとおりとする。

- (1) 審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、当該審査請求を却下する（法第92条（審理手続を経ないでする却下裁決）の規定により当該審査請求を却下する場合を除く。）（参考：法98①④、基通98-1（審査請求が不適法な場合））。
- (2) 審査請求が理由がない場合には、当該審査請求を棄却する（参考：法98②、徴収法173、基通98-5（徴収法の特則））。
- (3) 審査請求が理由がある場合には、当該審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、請求人の不利益に当該処分を変更することはできない（参考：法98③、基通98-2（審査請求が理由がある場合）～基通98-4（法の特則）、基通101-1（課税標準等又は税額等の調査及び審理）、基通104-3（併合審理をした場合の裁決））。

（注）議決に当たっては、次に掲げる事項について留意する。

1 更正をすべき理由がない旨の通知処分等と議決の関係

更正の請求に対する原処分庁の更正をすべき理由がない旨の通知処分又は請求の一部を認容する減額更正処分を対象とする審査請求について、調査及び審理の結果、なお申告額又は減額更正後の額が過大であると認められる場合には、納付すべき税額を減少させることになるから、当該通知処分又は減額更正処分の全部又は一部を取り消す議決をする。

2 期間経過後にされた更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分と議決の関係

期間経過後にされた更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分について審査請求がされた場合において、審査請求が適法にされているときは、法第98条第1項に規定する「審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合」には該当しない。この場合において、期間経過の事実があれば、課税標準等及び税額等の認定に関する調査及び審理の必要はなく、更正をすべき理由がない旨の通知処分は相当となり、議決は、却下ではなく、棄却となることに留意する。

3 課税標準等及び税額等以外に係る処分の一部を取り消す議決の例示

- (1) 所得税法第154条第1項（更正又は決定をすべき事項に関する特例）に規定する同法第120条第1項第9号及び第10号（確定所得申告）に掲げる申告書の記載事項についての更正処分又は決定処分（所得別の内訳）の一部を相当でないとして取り消す場合（これは、審査請求の対象となった年分の課税標準等及び税額等

については変動を生じないが、翌年分の予定納税額に影響を生ずるからである。)

(2) 徴収法第32条《第二次納税義務の通則》に規定する第二次納税義務の告知処分の一部を取り消す場合

(3) 1通の差押調書により差し押さえられた2以上の動産のうち、その一部が徴収法第75条《一般の差押禁止財産》に規定する差押禁止財産に該当する等のため、一部の動産に対する差押えを取り消す場合

4 加算税の賦課決定処分の一部取消し

重加算税の賦課決定処分を取り消すとともに、過少申告加算税、無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定処分をすることが相当であると認められる場合には、当該重加算税のうち過少申告加算税、無申告加算税又は不納付加算税の相当額を超える部分を取り消す。また、無申告加算税の賦課決定処分を取り消すとともに、過少申告加算税の賦課決定処分をすることが相当であると認められる場合には、過少申告加算税の相当額を超える部分を取り消す。

5 議決前に処分の取消訴訟の判決が確定した場合

(1) 審査請求の対象となった処分の全部又は一部を維持する旨の判決が確定した場合であっても、判決により維持された部分について、必要な調査及び審理を行い、審査請求に理由があるときは、審査請求に係る処分の全部若しくは一部の取消し又は変更の議決を行うものとする。この場合において、審査請求に係る処分は、当該判決により取り消され、又は変更された後のものとする。

(2) 審査請求の対象となった処分の全部を取り消す旨の判決が確定した場合には、審査請求の対象となった処分が存在しないことになるから、審査請求の取下げがない限り却下の議決を行う。

6 法第97条第4項《審理のための質問、検査等》を適用する場合

議決に当たり、法第97条第4項の規定を適用するに当たっては、第5章第9節《担当審判官による質問・検査等》30《質問、検査が拒否された場合の措置》を参照。

3 事件処理経過表への記入

担当審判官は、最終合議を終了した場合には、合議の検討内容（出席者の意見、結論）を、「事件処理経過表（23号）」に、簡潔に記載して、参加審判官並びに必要に応じて担当部長審判官及び法規・審査担当者に写しを配付する。

4 議決書案等の修正等及び配付

担当審判官は、前記2の議決に基づき最終合議において使用した「議決書（21号）」案等に修正を加え、又は最終合議において「議決書（21号）」案等を作成していない場合には、「議決書（21号）」案等を作成し、参加審判官並びに必要に応じて担当部長審判官及び法規・審査担当者に写しを配付する。この場合において、処分の一部を取り消すときは、「取消額等計算書（25号）」を添付する。

5 議決書案等の事前検討

前記4により配付を受けた参加審判官は、後記6の文書合議に先立ち、「議決書検討表（26号）」を活用して「議決書（21号）」案等の内容を検討する。この場合において、次

に掲げる事項に留意する。

(注) 配付を受けた担当部長審判官及び法規・審査担当者は、後記6の文書合議に先立って当該「議決書(21号)」案の内容を検討し、必要に応じて当該文書合議において助言する。

- 1 請求人の氏名若しくは名称及び住所若しくは所在地並びに法人が請求人の場合の代表者の肩書及び氏名は正しいか。また、原処分庁の名称は正しいか。
- 2 原処分の表示は正しいか。
- 3 主文は、原処分に対応しているか。
- 4 争点は、請求人及び原処分庁の主張と対応しているか。
- 5 請求人及び原処分庁の主張は、事実上又は法律上の主張として漏れなく記載され、及びかみ合っているか。また、両者が主張していないものを記載していないか。
- 6 判断に欠落部分はないか(①判断が請求人又は原処分庁の主張に対応しているか、②争点に関する部分にとどまらず、処分の適法性についても判断されているかなど)。
- 7 判断の論理に飛躍や矛盾はないか。
- 8 法令の解釈又は法令若しくは通達の適用は適正か。
- 9 法令解釈通達を相当と認めて適用する場合において、相当と認める理由が記載されているか。
- 10 証拠は、適正に取捨選択されているか。
- 11 事実は、十分な証拠により認定されているか。
- 12 記載された数額について、検算又は証拠との照合確認等が確実に行われているか。
- 13 文書表現や法令用語の使用は適正か。

6 文書合議

担当審判官は、参加審判官が前記5の検討を了した場合には、文書合議を開催し、「議決書(21号)」案の内容を検討する。

(注) 最終合議と文書合議とは、同時に開催しても差し支えない。

7 議決書及び裁決書案の作成

- (1) 担当審判官は、文書合議を了した場合には、速やかに「議決書(21号)」を作成し、担当審判官等は、当該「議決書(21号)」に署名押印をする。この場合において、当該「議決書(21号)」に記載する議決の日は、担当審判官等が署名押印をした日とする。
- (2) 担当審判官は、「議決書(21号)」の作成に併せて、当該「議決書(21号)」と同一の内容の「裁決書(28号)」案を作成する。この場合において、当該「裁決書(28号)」案の初葉、審査請求に至る経緯、基礎事実、主張、認定事実等に記載された内容に関し、一件書類つづりのどの部分を引用したか、又はどの証拠に基づいて事実を認定したかについて、該当ページを表示するなどの方法により明示する(該当ページを表示する方法による場合は、事前に、第2節《議決報告書兼裁決議書の作成等及議決報告》2《一件書類及び随時廃棄書類の整理》(3)の定めに従い、一件書類つづりにページの付番を了しておくこと。)

(注) 当該「議決書(21号)」及び当該「裁決書(28号)」案は、それぞれにページを付することに留意する。

8 計画表及び事件処理経過表への記載

担当審判官は、「議決書（21号）」の作成を了した場合には、「計画表」及び「事件処理経過表（23号）」に、議決に関する事項を記載する。

第2節 議決報告書兼裁決決議書の作成等及び議決報告

「議決書（21号）」を作成した後の「議決報告書兼裁決決議書（29号）」の作成等及び所長への議決報告は、次に定めるところによる。

1 議決報告書兼裁決決議書等の作成及び取消額等計算書の検算

(1) 議決報告書兼裁決決議書及び裁決要旨の記載票の作成等

担当審判官は、「議決書（21号）」及び「裁決書（28号）」案の作成を了した場合には、直ちに「議決報告書兼裁決決議書（29号）」及び平成23年3月29日付国管管2-13「裁決結果及び裁決要旨の公表手続について」（事務運営指針）の定めにより「裁決要旨の記載票」を作成し、裁決結果の公表適否の判定結果を「裁決要旨の記載票」の「公表適否（一次）」欄に記載する。

この場合において、先例性のある裁決などで公表することがふさわしいと認められるもの（①請求人又は関係人その他の参考人が容易に特定されるおそれがあるもの、②請求人又は関係人その他の参考人の営業上の秘密が漏れるおそれがあるもの及び③その他、請求人又は関係人その他の参考人等の正当な権利利益を害するおそれがあるなど公表することが相当でないと認められるものを除く。）を公表「適」とするが、具体的な判定基準については、平成23年3月29日付国管管2-13「裁決結果及び裁決要旨の公表手続について」（事務運営指針）の定めにより、また、公表適否の判定は、争点ごとではなく、「裁決書（28号）」案ごとに行うことに留意する。

(2) 国税局長等への連絡のための書面の作成

例えば、次に掲げる場合には、担当審判官は、前記(1)の各書面の作成に併せて、所轄の国税局長又は税関長に対して連絡することとし、当該連絡のために、減額すべき事項及び金額並びに減額すべき理由を具体的、かつ、明瞭に記載した書面を作成する。ただし、上記の記載事項が「裁決書（28号）」案の理由において、明らかとなっている場合にはこの限りでない。

イ 審査請求について却下の議決をしたものであって、提出された証拠書類等又は帳簿書類等から、当該審査請求の対象となった処分に係る納付すべき税額について明らかに減額が必要と認められる場合

ロ 審査請求の対象となった処分を取り消す議決をしたものであって、更に申告に係る納付すべき税額について明らかに減額が必要と認められる場合

ハ 更正の請求に関する審査請求について当該請求の全部を認容する議決をしたものであって、更に当該更正の請求に係る納付すべき税額について明らかに減額が必要と認められる場合

ニ 審査請求の対象となった申告所得税又は法人税の更正処分又は決定処分の全部又は一部を取り消す議決をしたものであって、審査請求がされていない当該各処分に

伴う源泉徴収に係る所得税の納税の告知処分を取り消す必要があると認められる場合又は納税の告知処分に対する審査請求があり、申告所得税又は法人税について同様の事情が認められる場合

ホ 共同相続人のうち一部の者が審査請求をした事件について、課税価格に相違があるために処分の全部又は一部を取り消す議決をしたものであって、審査請求をしていない他の相続人に対する更正処分の全部又は一部を取り消す必要があると認められる場合

(3) 取消額等計算書の検算

イ 担当部長審判官は、後記ロの検算を行わせるために検算責任者を指名する。

ロ 検算責任者は、処分の一部を取り消す場合において、「裁決書（28号）」案の別紙「取消額等計算書（25号）」に記載されている内容についてその範囲内で検算を行う。ただし、当該「取消額等計算書（25号）」における「原処分の額」欄は、更正通知書又は更正決議書等の写しと照合する。

検算責任者は、検算を了した場合には、「議決報告書兼裁決決議書（29号）」の「検算責任者」欄及び「取消額等計算書（25号）」の右上部にゴム印を使用して設けた「検算済」欄に、検算年月日を記載するとともに自己の印を押印する。

2 一件書類及び随時廃棄書類の整理

前記1(1)及び(2)の各書面の作成を了した場合には、担当審判官及び分担者は、「議決報告書兼裁決決議書（29号）」、「裁決書（28号）」案、「議決書（21号）」及び「裁決要旨の記載票」を一件書類つづりに編てつする。そして、一件書類及び随時廃棄書類が第3章第2節《形式審査担当者の事務》1《一件書類つづりの作成等》(2)の定めにより編てつされているかどうかを確認し、整理する。この場合において、次に掲げる事項及び第5章第10節《証拠書類等及び帳簿書類等の保管・返還》3《証拠書類等及び帳簿書類等の取扱い》の定めがあることに留意する。

(1) 編てつ書類の区分

一件書類と随時廃棄書類とが区分されているかどうかを確認する。

(2) 編てつ順序

一件書類が「編てつ順序表」に従って編てつされているかどうかを確認する。

(3) ページの付番

「編てつ順序表」の「主張関係書類（199号）」、「証拠関係書類（200号）」及び「手続関係書類（201号）」には、それぞれの編てつ順序に従って一件書類にページを付する。

(4) 編てつ順序表への記載

一件書類について該当する「編てつ順序表」の「番号」欄の番号を○で囲み、「ページ」欄に前記(3)により付したページを記載する。ただし、証拠書類等及び帳簿書類等については、「証拠書類等目録（150号）」、「帳簿書類等留置目録（156号）」等が作成されている場合には、ページの記載は要しない。

(5) 返還を要すべき証拠書類等及び帳簿書類等の取扱い

裁決後に請求人その他の者に返還する証拠書類等及び帳簿書類等については、一件書類とは別途に保管する。

なお、裁決後に当該証拠書類等及び帳簿書類等を返還する場合の手続は、第8章第1節（裁決に伴う措置）に定めるところによる。

3 議決の報告等

担当審判官は、前記2に定める確認及び整理を了した後、「議決報告書兼裁決決議書（29号）」により、「議決書（21号）」、「裁決書（28号）」について担当部長審判官の決裁を経た上で、法規・審査担当者に当該事件を回付する。

4 所長から合議体に事件が差戻しされた場合

第1編第6章第2節（法規・審査担当の役割等）2（法規・審査担当の役割）(2)への定めにより事件が所長から合議体に差戻しされた場合には、担当審判官は、「裁決決議書類審理指摘事項整理表（30号）」に処理てん末を記載して担当部長審判官の決裁を経た上で、法規・審査担当に当該「裁決決議書類審理指摘事項整理表（30号）」を回付するとともに、再議決する場合には、第1節（議決及び議決書等の作成）及びこの節に定める手続を行う。

第7章 裁決等

第1節 裁決

法第92条（審理手続を経ないでする却下裁決）及び法第98条（裁決）に規定する裁決に関する手続は、基通101-8（記名押印）の定めによるほか、次に定めるところによる。

なお、所長は、請求人の死亡を知った場合には、民法第915条第1項（相続の承認又は放棄をすべき期間）に規定する3月を経過するまでは裁決を差し控える。

1 所長が利害関係等事件に関与することが見込まれる場合の裁決

- (1) 所長が「裁決書（28号）」案の決裁をするに当たり、事件が利害関係等事件に該当すると見込まれる場合には、所長は、利害関係等事件に当たるとする事実を記載した適宜の書面を作成し、当該事実を証明する資料を添えて国税不服審判所長に上申する。
- (2) 上申を受けた国税不服審判所長は、所長が利害関係等事件に関与することになると判断した場合には、「議決報告書兼裁決決議書（29号）」又は「却下裁決決議書（181号）」に一件書類を添えて国税不服審判所長に進達するよう所長に指示する。
（注） 国税不服審判所長が、所長が利害関係等事件に関与しないと判断した場合には、所長は、後記2又は3の定めにより裁決をする。
- (3) 指示を受けた所長は、第1編第6章第2節（法規・審査担当の役割等）3（法規・審査に当たっての留意事項）に定めるところによる法規・審査後の「裁決書（28号）」案及び「議決報告書兼裁決決議書（29号）」又は「却下裁決決議書（181号）」にその他一件書類を添えて国税不服審判所長に進達する。
- (4) 進達を受けた国税不服審判所長は、裁決をする。
（注） 国税不服審判所長が事件について調査及び審理が尽くされていないと認めた場合には、所長を経由して、事件を合議体に差し戻した上で、再議決に基づき裁決をする。
- (5) 裁決を終えた場合には、国税不服審判所長は、前記(3)により送付を受けた書類を所長に返還する。
- (6) 返還を受けた場合には、所長の決裁を了したのものとして、第2節（裁決書の原本及び謄本の作成等）以後の手続を行う。
（注） 管理系の担当者は、前記(1)から(5)までについての上申、進達等の関係書類の各原義を一件書類つづりの「議決報告・裁決関係書類（198号）」に、また、それらの写しを一件書類つづりとは別の「利害関係等の上申・進達関係書類つづり」を作成の上、それぞれ編てつする。

2 不適法な審査請求に対する審理手続を経ないでする却下裁決

- (1) 前記1に該当する事件を除き、形式審査担当者は、第3章第2節（形式審査担当者の事務）7（不適法な審査請求の場合の却下の手続）に定める却下すべきものと認めた場合には、次に掲げる書類を作成し、一件書類つづりに編てつした後、担当部長審判官の決裁を経た上で、所長に決裁を仰ぐ。

イ 「却下裁決決議書（181号）」

ロ 「裁決書（28号）」案

ハ 「計画表等」

ニ 「裁決要旨の記載票」

この場合、裁決結果の公表適否の判定については、第6章第2節《議決報告書兼裁決決議書の作成等及び議決報告》1《議決報告書兼裁決決議書等の作成及び取消額等計算書の検算》(1)の定めがあることに留意する。

ホ 原処分に係る課税標準等又は税額等を明らかに減額する必要があると認められる場合において、所轄の国税局長又は税関長に連絡することが相当と認められるときは、当該連絡のための書面

(2) 所長は、「裁決書(28号)」案及び「裁決要旨の記載票」について法規・審査担当に第1編第6章第2節3に定めるところによる法規・審査をさせた上で、裁決をする。この場合、裁決結果の公表適否の最終判定責任者(所長又はその委任を受けた次席国税審判官若しくは部長審判官)は、「裁決要旨の記載票」の「公表適否(最終)」欄に公表適否の最終判定を記載する。

なお、所長は、法規・審査の結果、却下の裁決を不相当と認めた場合には、担当審判官等を指定し、調査及び審理をさせる。

3 議決に基づく裁決

前記1及び2に該当する事件を除き、所長は、「裁決書(28号)」案及び「裁決要旨の記載票」について法規・審査担当に第1編第6章第2節3に定めるところによる法規・審査をさせた上で、裁決をする。この場合、裁決結果の公表適否の最終判定責任者(所長又はその委任を受けた次席国税審判官若しくは部長審判官)は、「裁決要旨の記載票」の「公表適否(最終)」欄に公表適否の最終判定を記載する。

なお、所長は、法規・審査の結果、第1編第6章第2節2《法規・審査担当の役割》(2)ハの定めにより事件を合議体に差し戻した場合には、当該差し戻した事由が処理された後に裁決をする。

第2節 裁決書の原本及び謄本の作成等

「裁決書(28号)」の原本及び謄本の作成等に関する手続は、次に定めるところによる。

1 裁決書の原本及び謄本の作成

第1節《裁決》により裁決を了した場合には、管理係の担当者は、「裁決書(28号)」の原本及び所要部数の当該「裁決書(28号)」の謄本を作成し、「裁決書原簿(182号)」に必要事項を記載する。この場合において、「裁決書(28号)」の原本の初葉は、事前に本部から送付される国税不服審判所長の押印がされた用紙を使用する。また、「裁決書(28号)」の謄本の末葉に「裁決書(28号)」の謄本であることを証する「認証書(183号)」を添付する。

「裁決書(28号)」の原本及び謄本を作成した場合には、管理係の担当者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 裁決書の原本及び謄本の作成後の確認

「裁決書(28号)」の原本と謄本とが同一であること及び「裁決書謄本発送チェック

表（184号）」における項目の確認を必ず実施する。

(2) 裁決書の原本への契印等

「裁決書（28号）」の原本が数葉からなる場合には、原則として、各葉に契印をする。ただし、当該原本にページ番号を付すことにより全体の連続性が担保されているときは、契印を省略しても差し支えない。

(3) 裁決書の謄本への契印等

「裁決書（28号）」の謄本については、必ず各葉に契印又は契印機によるせん孔を行う。

なお、契印機の使用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

イ 謄本のつづり目（左部余白）のおおむね中央部に契印機を用いてせん孔文字を打ち抜く方法により行う。せん孔に当たっては、記載の文字がせん孔されないようにする。

ロ 原則として謄本の初葉から末葉（「認証書（183号）」を含む。）までを一括してせん孔する。ただし、契印機のせん孔能力の限度（P P C用紙で40枚程度）を超える場合には、謄本を分割してせん孔する。この場合において、例えば謄本が60枚のときは、1枚目から40枚目をせん孔した後、40枚目から60枚目をせん孔する。なお、2個所にせん孔される40枚目については、せん孔が重ならないようにする。

ハ 謄本のつづり順、脱漏等の有無を点検し、各葉が連続していることを必ず確認する。

2 裁決を了した旨の連絡等

第1節により裁決を了した場合には、管理系の担当者は、「決裁連絡せん（185号）」など適宜の方法により、担当部長審判官を経由して形式審査担当審判官又は担当審判官に連絡するとともに、「計画表」に裁決年月日を記載する。

3 裁決書の原本等の編てつ

管理系の担当者は、「裁決書（28号）」の原本を編てつする簿書に編てつするとともに、当該原本の写しを一件書類つづりに編てつする。

第3節 裁決書の謄本の送達

法第101条第3項（裁決の方式等）に規定する「裁決書（28号）」の謄本の送達に関する手続等は、基通101-2（裁決書謄本の送達方法）、基通101-3（公示送達についての留意事項）、基通101-4（審査請求人に対する送達）、基通101-5（裁決の効力の発生時期）及び基通101-9（納税地指定処分 of 取消裁決の効力）の定めによるほか、次に定めるところによる。

1 裁決書の謄本の送達

第1節（裁決）により裁決を了した場合には、管理系の担当者は、「裁決書謄本の送達（送付）について（186号）」を作成し、「裁決書（28号）」の謄本を添付して、管理課長の決裁を経た上で、原則として請求人に送達する。この場合において、処分の全部を取

り消す判決である場合を除き、行訴法第46条第1項《取消訴訟等の提起に関する事項の教示》に規定する教示のための「取消訴訟の提起についてのお知らせ(187号)」を同封することに留意する。また、送達に当たっては、「判決書謄本発送チェック表(184号)」における項目の確認を必ず実施する。

なお、「判決書(28号)」の謄本の送達先は、第1章第3節《判決書の謄本を除く各種書類の送付先についての留意事項》1《法第108条第1項《総代》に規定する審査請求において総代が選任されている場合》から8《請求人が未成年者である場合》までの定めに従うほか、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 請求人に送達する場合において、必要と認めるときは、管理系の担当者は、「判決書謄本の送達(送付)について(186号)」に「判決書(28号)」の謄本の送達があったことを代理人に連絡されたい旨を付記する。
- (2) 請求人の転居先が不明等のために、請求人に送達できない場合には、代理人に送達して差し支えない。
- (3) 前記(2)又は「判決書(28号)」の謄本の送達先を代理人とする旨の届出がある場合には、管理系の担当者は、「判決書謄本の送達(送付)について(186号)」に「判決書(28号)」の謄本の送達があったことを請求人に連絡されたい旨を付記するとともに、同封する「取消訴訟の提起についてのお知らせ(187号)」に「判決があったことを知った日」は代理人が知った日となる旨を付記する。
- (4) 源泉徴収に係る所得税について、審査請求書の「住所・所在地(納税地)」欄には、源泉徴収に係る所得税について支払事務の取扱場所である支店の所在地が記載しており、「代表者」欄には、代表取締役の氏名の記載及び押印がある場合、支店等の所在地が納税地である場合の源泉徴収に係る所得税についての「判決書(28号)」の謄本の送達先は、当該支店等の所在地となる。
注) 源泉徴収に係る所得税の告知処分については、源泉徴収義務者である支払者に請求人適格があり、納税地は源泉徴収を行う支店等である。
- (5) 審査請求が処分の相手方以外の者からされている場合であって、処分の全部若しくは一部の取消し又は変更の判決を行ったときは、請求人のほか処分の相手方(法101③)に送達する。
- (6) 会社である請求人が事実上倒産(商業登記はそのまま存在)し、代表取締役が死亡等で欠けている場合の「判決書(28号)」の謄本の送達先は、次による。

なお、委員会設置会社において代表執行役が欠けている場合又は持分会社において代表社員が欠けている場合についても、同様とする(会社法349①、420①③、599①、603①)。

イ 請求人に代理人が存在する場合には、代理人に送達する。

ロ 請求人に代理人が存在せず、他に取締役が存在する場合には、当該取締役に送達する。

注) 代表取締役、代表社員その他会社を代表する者が定められていない場合には、取締役又は業務を執行する社員(その者が2人以上のときは、各自)がその会社を代表する者である(会社法349①②、599①②)。

ハ 請求人に代理人及び取締役が存在しない場合において、利害関係人(国税債権者である原処分庁はこれに該当する。)の申立て等により、裁判所により一時代表取締

役の職務を行うべき者又は代表取締役の職務を代行する者（会社法349①③、351②、352①、362③）が選任されたときは、当該選任された者に対して送達する。

ニ 前記イからハまでにより送達できない場合において、登記上の本店所在地に事務所等が全くないときは、後記2(8)の定めによる。

- (7) 債権差押処分に係る第三債務者の審査請求における「裁決書（28号）」の謄本の送達先は、審査請求を却下又は棄却する裁決をする場合には当該第三債務者とし、処分を取り消す裁決をする場合には、第三債務者及び滞納者に送達する。

2 送達の方法

「裁決書（28号）」の謄本の送達は、法第12条（書類の送達）及び法第14条（公示送達）並びに規則第1条（交付送達の手続）及び規則第1条の2（公示送達の方法）に規定する方法によるほか、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 請求人に住所及び居所の双方がある場合には、特段の事情がない限り、生活の本拠である住所に送達する。
- (2) 封筒の表に、ゴム印を使用して「裁決書謄本在中」の表示をする。
- (3) 「裁決書（28号）」の謄本を郵便等によって送達するときは、配達証明郵便等又は書留郵便等によって行うこととされているが（基通101-2（裁決書謄本の送達方法））、書留郵便等については郵便局又は信書郵便事業者側の証明期間の問題があることから、原則として、配達証明郵便等による。なお、書留郵便により送達する場合には、日本郵便株式会社のウェブサイト（郵便追跡サービス）から配達された記録を出力し、配達証明郵便における「郵便物等配達証明書」と同様、一件書類つづりに編てつする。
- (4) 郵便等による「裁決書（28号）」の謄本の受領拒否があった場合には、改めて交付送達を行わない。

（注）請求人が受領拒否をしたものの、後日、謄本の交付を要望した場合には、送達の効力の説明を行った上で、請求人が受領したことを証する適宜の書面に押印させた上で、謄本を交付することとして差し支えない。

- (5) 「裁決書（28号）」の謄本の送達を受けるべき者が出国していた場合、東京入国管理局に出入（帰）国記録を文書により照会し、出入（帰）国の事実を確認する。

出国の事実が確認された場合、出国先の所在地の調査は、市町村役場における登録内容又は外務省に対する出国先の所在地の照会等により行う。外務省に対する照会に当たっては、同省ホームページ等によりその手続を確認する。

- (6) 外国においてすべき送達につき、郵便等による送達を行う場合、国によってはその一部の地方だけが郵送不可能な場合があるので、出国先の所在地の郵便事情を日本郵便株式会社のウェブサイト等により確認した上、配達証明郵便等に類似する方法（EMS国際スピード郵便等）によるなど、より確実な送達がなされるように配慮する。

なお、税務執行共助条約第30条第1項第e号の郵便による文書の送達に留保を付している国（郵便により直接に文書を送達することを認めていない国）に対しては送付せず、送達共助を利用する（平成27年12月18日付国管管1-29「租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続の利用について（事務運営指針）」参照）。

- (7) 規則第1条第1項及び第2項の「書面」とは、「裁決書謄本送達記録書（188号）」をいう。

(8) 支部において公示送達をすべき事情が生じた場合には、次による。

イ 「裁決書謄本の公示送達について(189号)」を作成し、「裁決書(28号)」の謄本及び所在確認の結果の調査関係書類の写しを添付して、所長の決裁を経た上で、国税不服審判所長に上申する。

ロ 上申を受けた本部は、公示送達を必要と認めた場合には、「裁決書謄本の公示送達(190号)」を作成し、当該支部に送付する。

なお、直ちに公示送達をすることが適当でないと認めた場合には、その旨を当該支部に書面で通知する。

ハ 「裁決書謄本の公示送達(190号)」の送付を受けた支部は、「公示送達関係整理簿(191号)」を作成し、「裁決書謄本の公示送達(190号)」を掲示場に掲示する。この場合において、公示送達は、本部においても行うことから、掲示の日時及び期間について、あらかじめ本部と協議し、本部と支部とが同時に行う。

ニ 「裁決書謄本の公示送達(190号)」を掲示した場合には、公示送達した旨及び送達の効力発生時期を原処分庁に連絡する。

なお、公示送達は、掲示を始めた日を含めて8日目に、書類の送達があったものとみなされる(法14)。

(9) 本部事件について、本部から「裁決書(28号)」の謄本を公示送達する旨の連絡があった場合には、前記(8)ハ及びニに準じて「裁決書謄本の公示送達(190号)」を支部の掲示場に掲示するとともに、原処分庁に連絡する。

3 裁決書の謄本が返戻された場合

裁決に当たって請求人の住所について住民票等により確認して「裁決書(28号)」の謄本を郵送等したが、当該「裁決書(28号)」の謄本が返戻されてきた場合には、請求人に対して送達すべき住所を確認した上で、改めて送達する。この場合において、当該「裁決書(28号)」の原本及び謄本における請求人の住所表示は、訂正する必要はなく、単に送達用封筒の宛先を変更するだけでよい。

4 裁決の効力発生時期の留意事項

裁決の効力発生時期は、請求人に「裁決書(28号)」の謄本が送達された時であることに留意する。

なお、公示送達による「裁決書(28号)」の謄本の送達の効力発生時期は、前記2(8)二のとおりである。

(注)1 裁決の効力は、「裁決書(28号)」の謄本が送達された後、請求人から返還された場合にあっても影響はない。

2 「裁決書(28号)」の謄本を郵送等した場合において、配達日に請求人が留守であったために配達員が持ち帰り、後日請求人が当該謄本を受領したときは、当該受領した日に裁決の効力が生ずる。

なお、日本郵便株式会社内国郵便約款第88条第1項括弧書に基づく届出により当該謄本が郵便局に差し留められた場合には、郵便局に差し留められたときに送達があったものとされていることに留意する。

第4節 裁決書の謄本の送付

法第101条第4項（裁決の方式等）及び第115条第2項（不服申立ての前置等）に規定する「裁決書（28号）」の謄本の送付等に関する手続は、基通101-6（参加人への送付）、基通101-7（裁判所への送付）及び基通101-10（裁決書謄本の原処分庁への送付）の定めによるほか、次に定めるところによる。

1 原処分庁又は参加人に対する裁決書の謄本の送付

第1節（裁決）により裁決を了した場合には、管理係の担当者は、「裁決書謄本の送達（送付）について（186号）」を作成し、「裁決書（28号）」の謄本を添付して、管理課長の決裁を経た上で、原処分庁又は参加人に送付する。この場合において、原処分庁とは、第1章第1節（原処分庁の意義）に定める原処分庁をいう。

なお、送付に先立って、「裁決書謄本発送チェック表（184号）」における項目の確認を必ず実施することに留意する。

2 裁決書の謄本の送付等に関する留意事項

- (1) 自動車重量税法の規定による処分の全部又は一部を取り消す裁決をした場合には、同法第6条第2項（納税地）に規定する請求人の納税地を所轄する税務署長にも送付する。
- (2) 登録免許税法の規定による処分の全部又は一部を取り消す裁決をした場合には、同法第8条第2項（納税地）に規定する請求人の納税地を所轄する税務署長にも送付する。
- (3) 事件が計算証明規則第19条の5（国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等）の規定により会計検査院が指定した「財務省の計算証明に関する指定」第3章（国税収納金整理資金の分）第4（国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等の指定）の定めにより該当することが判明している場合には、裁決において税額が異動するときは、「裁決書（28号）」の謄本を原処分庁に対して2部送付する。
- (4) 原処分庁と徴収の所轄庁とが異なる場合において、徴収の所轄庁に対して徴収の猶予等及び差押えの解除等を求めた後、裁決をしたときは、裁決した旨を徴収の所轄庁に対して通知する。
- (5) 納税地指定の処分を取り消す裁決をした場合には、指定納税地及び住所地等の各所轄税務署長に対して、当該裁決をした旨をそれぞれ通知する。
- (6) 法第115条第2項（不服申立ての前置等）の規定により裁判所に対して「裁決書（28号）」の謄本を送付する場合には、事務計画指針別紙2「訴訟事件管理システム運用要領」等を活用して、訴訟の事件番号、当事者及び裁判所の担当部を明示した上で送付する。この場合において、国税局国税訟務官室長等に当該謄本の写しを送付する。

第8章 裁決に伴う措置等

第1節 裁決に伴う措置

裁決に伴う措置に関する手続は、それぞれ次に定めるところによる。

1 証拠書類等及び帳簿書類等の返還等

法第103条（証拠書類等の返還）の規定による裁決をした場合の証拠書類等及び帳簿書類等の提出人への返還等の手続は、次による。

- (1) 管理係の担当者は、提出人に返還する証拠書類等と「証拠書類等預り証（81号）」（審判所用）及び帳簿書類等と「帳簿書類等預り証（125号）」（審判所用）とを必ず照合して、証拠書類等及び帳簿書類等の紛失がないかどうかを確認した上で、次のいずれかの方法により返還する。

なお、返還を要すべき証拠書類等と「証拠書類等預り証（81号）」（審判所用）又は帳簿書類等と「帳簿書類等預り証（125号）」（審判所用）とが一致しない場合には、直ちに、管理課長にその旨を報告する。

イ 証拠書類等預り証等との引換えによる返還

提出人が所持する「証拠書類等預り証（81号）」又は「帳簿書類等預り証（125号）」と引換えに証拠書類等又は帳簿書類等を返還する。この場合において、当該「証拠書類等預り証（81号）」又は「帳簿書類等預り証（125号）」に確認の署名押印を求める。

なお、提出人が当該「証拠書類等預り証（81号）」又は「帳簿書類等預り証（125号）」を紛失等して所持していないときは、「提出書類等受領書（163号）」に署名・受領印を徴した上で返還する。

ロ 郵送による返還

「提出書類等返還のお知らせ（164号）」を作成し、証拠書類等及び帳簿書類等を添付して、管理課長の決裁を経た上で、配達証明郵便又は書留郵便によって返還する。この場合において、提出人に署名押印の上、返送を依頼する「提出書類等受領書（163号）」の用紙を同封する。

なお、「提出書類等受領書（163号）」が返送されない場合には、「提出書類等返還のお知らせ（164号）」等が提出人に郵送されているかどうかを確認した上で、提出人に連絡し、返送を要請するとともに、証拠書類等及び帳簿書類等の返還から当該要請までの間の経緯を「事件処理経過表（23号）」に記録する。

- (注) 法第96条第2項（証拠書類等の提出）の規定により原処分庁から処分の理由となった事実を証する書類その他の物件が提出された後、請求人について納税地の異動があった場合における当該物件の返還は、異動後の納税地を所轄する税務署長等（国税の徴収に関する処分（法第36条第1項（納税の告知）の規定による納税の告知のうち同項第1号（不納付加算税及び法第68条第3項（重加算税）の規定による重加算税に係る部分に限る。）及び第2号に係るものを除く。）及び滞納処分に係る当該物件については、その物件を提出した税務署長等）に対して行うものとする。

- (2) 前記(1)に定める「提出書類等返還のお知らせ（164号）」及び「提出書類等受領書（163号）」は、一件書類つづりの「送達・連絡・返還関係書類（197号）」に編てつす

る。

2 国税局長等への連絡

管理系の担当者は、裁決があった場合において、第6章第2節《議決報告書兼裁決決議書の作成等及び議決報告》1《議決報告書兼裁決決議書等の作成及び取消額等計算書の検算》(2)及び第7章第1節《裁決》2《不適法な審査請求に対する審理手続を経ないでする却下裁決》(1)ホに定める国税局長等への連絡のための書面があるときは、速やかに当該書面を国税局長又は税関長に送付する。

3 本部への重要先例見込事件等に係る裁決書の写しの送付等

管理系の担当者は、重要先例見込事件（重要先例指定事件を除く）、個別管理重要事件、本部協議事件及び本部参加事件として国税不服審判所長に上申又は報告した事件について裁決があった場合には、裁決した旨を「裁決書（28号）」の写し1部を添付して、速やかに国税不服審判所長に報告する。

4 本部への裁決書等の電子データの送付

H12.9.8 「裁決結果の公表基準について（事務運営指針）」
H23.3.4 「裁決結果の公表基準の取扱いについて（通知）」
H23.3.29 「裁決結果及び裁決要旨の公表手続について（事務運営指針）」（H29.11.29
改正）

管理系の担当者は、平成23年3月29日付国管管2-13「裁決結果及び裁決要旨の公表手続について」（事務運営指針）の定めにより、裁決をした月ごとに、「裁決書（28号）」等の電子データを本部へ提出する。

5 仮マスキング済裁決書の作成

H28.3.4 「仮マスキング済裁決書の作成について（指示）」

処分の全部又は一部を取り消す裁決をした場合には、裁決後速やかに、裁決書の仮マスキング処理を行う。なお、仮マスキング処理の要領等については、別に定めるところによる。

6 一件書類の整理及び保存

一件書類の整理及び保存については、第6章第2節2《一件書類及び随時廃棄書類の整理》の定めによる。この場合において、一件書類は、「裁決書の決裁に係る書類」と「その他の事件記録等」とに区分し、それぞれを別の簿冊として保存することに留意する。

7 一件書類及び裁決書の原本の保存期間

- (1) 一件書類は、平成23年国税庁訓令第1号「国税庁行政文書管理規則」の定めに基づき、「裁決書の決裁に係る書類」及び「その他の事件記録等」とも10年間保存する。
- (2) 「裁決書（28号）」の原本は、「公文書等の管理に関する法律」及び平成23年4月8日付国管総43「国税庁行政文書管理規則細則の制定について」（事務運営指針）第2章（行政文書管理要領）6（保存期間の延長（管理規則第21条関係））(6)の定めに基づき、30年間保存する。

なお、法第99条（国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決）に基づき国税庁長官に意見を通知した事件に係る「裁決書（28号）」の原本は、保存期間満了後、国立公文書館に移管することに留意する。

8 裁決を取り消す判決があった場合

裁決取消訴訟において、裁決を取り消す旨の判決が確定した場合には、判決の趣旨に従い、当該審査請求に対する必要な調査及び審理又は必要な手続を了した後、改めて議決及び裁決をする。この場合において、第5章第13節（審理手続の再開）に準じて処理する。なお、担当審判官に異動等が生じているときは、第4章第1節（担当審判官等の指定等）の定めにより新たに担当審判官等を指定の上、事件を配付する。

第2節 裁決書の訂正

「裁決書（28号）」の謄本の送達後において、当該「裁決書（28号）」の原本に違算、書損その他これらに類する明白な誤りのあることが判明した場合又は当該謄本に誤写のあることが判明した場合には、管理係の担当者（所長が指名した訂正担当者を含む。）は、次に掲げる手続を行う。

1 裁決書の原本に違算、書損その他これらに類する明白な誤りのあることが判明した場合

- (1) 管理係の担当者は、直ちに本部管理第二係に連絡する。
 - (2) 国税不服審判所長が「裁決書（28号）」の原本の訂正を可と認め、本部担当者から上申の手続を行うよう指示があった場合には、管理係の担当者は、国税不服審判所長に上申する手続を行う。なお、「裁決書（28号）」の訂正は、裁決の全趣旨からみて、違算、書損その他これらに類する表現上の明白な誤りがある場合に許され、裁決の実質（判断内容）を変更するような訂正はできないことに留意する。
 - (3) 国税不服審判所長から前記(2)の上申に対する指示があった場合には、「裁決書訂正決議書」及び「裁決書訂正書謄本の送達（送付）について」並びに「裁決書訂正書（192号）」の原本及び謄本を作成し、所長の決裁を経た上で、「裁決書訂正書謄本の送達（送付）について」に裁決書訂正書の謄本を添付して、送達及び送付する。
- 注1 「裁決書訂正決議書」は、「議決報告書兼裁決決議書（29号）」の「議決報告書兼裁決決議書」とあるのを「裁決書訂正決議書」に訂正（「議決報告書兼裁決決議書付表」がある場合には、当該付表についても同様に訂正する。）して使用する。

- 2 「裁決書訂正書謄本の送達（送付）について」は、「裁決書謄本の送達（送付）について（186号）」の「裁決書謄本」とあるのを「裁決書訂正書謄本」に訂正して使用する。

- 3 所長の決裁に当たっては、「裁決書訂正書（192号）」の原本において訂正する箇所について、正誤表（誤りのある部分を二重線で抹消し、その上に正しいものを記載する形式）を作成し、添付する。
- 4 「裁決書訂正書（192号）」の謄本を送達する場合には、本部からの指示があるときを除き、「取消訴訟の提起についてのお知らせ（187号）」を同封しない。
- 5 第1節《裁決に伴う措置》2《国税局長等への連絡》の定めにより、国税局長等への連絡等を行ったものについては、当該定めに従って処理する。

2 裁決書の謄本に誤写のあることが判明した場合

管理系の担当者は、「裁決書謄本訂正書の送達（送付）について」を作成し、「裁決書訂正書（192号）」に準じて作成した「裁決書謄本訂正書」を添付して、所長の決裁を経た上で、誤写のある「裁決書（28号）」の謄本を送達又は送付した者に送達又は送付する。
注 「裁決書謄本訂正書の送達（送付）について」は、「裁決書謄本の送達（送付）について（186号）」の「裁決書謄本」とあるのを「裁決書謄本訂正書」に訂正して使用する。

3 裁決書訂正書の原本等の編てつ

- (1) 「裁決書訂正書（192号）」の原本は、「裁決書（28号）」の原本の直前に編てつするとともに、当該原本の写しを一件書類つづりに編てつされている当該「裁決書（28号）」の写しの直前に編てつする。
- (2) 「裁決書訂正書謄本の送達（送付）について」及び「裁決書謄本訂正書の送達（送付）について」は、一件書類つづりの「送達・連絡・返還関係書類（197号）」に編てつする。
- (3) 「裁決書訂正決議書」は、一件書類つづりの「議決報告書兼裁決決議書（29号）」の直前に編てつする。

第3節 裁決後の事件に係る書類等について閲覧の求め等があった場合の措置

既に裁決を行った事件に関する書類等について、請求人及び参加人若しくは原処分庁又は第三者から閲覧の求め等があった場合等の手続は、次に定めるところによる。

1 請求人及び参加人から閲覧の求め等があった場合

管理系の担当者は、請求人及び参加人から閲覧の求め等があった場合は、次による。

- (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合の対応については、平成18年3月30日付国管総67「国税不服審判所情報公開関係事務取扱要領」（事務運営指針）の定めるところによる。
- (2) 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求があった場合の対応については、平成19年6月21日付国管総110「国税不服審判所個人情報保護関係事務取扱要領」（事務運営指針）の定めるところによる。

2 原処分庁から閲覧の求め等があった場合

管理系の担当者は、原処分庁（処分に係る訴訟担当部門を含む。）から、処分に係る訴訟の遂行等のために、法第74条の12第6項（当該職員の団体に対する諮問及び官公署等への協力要請）等による閲覧の求め等があった場合には、原処分庁が提出した証拠書類等及び帳簿書類等を除き、これに応じない。

3 第三者から閲覧の求め等があった場合

管理系の担当者は、審理関係人以外の者から閲覧の求め等があった場合（後記4の場合を除く。）には、これに応じない。

（注）行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合の対応については、平成18年3月30日付国管総67「国税不服審判所情報公開関係事務取扱要領」（事務運営指針）の定めるところによる。

4 照会文書等の編てつ

前記1から3までに掲げる事項についての照会文書及び回答文書の原議は、「部外照会関係書類つづり」を作成した上で、編てつする。

第4節 請求人又は参加人への裁決書の謄本の再交付

「裁決書（28号）」の謄本を請求人に送達した後、請求人又は参加人から当該謄本の再交付を求められた場合の手続は、次に定めるところによる。

1 裁決書の謄本の再交付を求められた場合

管理系の担当者は、「裁決書（28号）」の謄本を請求人及び参加人に送達した後、請求人又は参加人から当該謄本の再交付を求められた場合には、これに応じない。ただし、当該謄本の紛失により再交付を求められた場合には、管理課長の指示の下、交付することとして差し支えない。

（注）行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求があった場合の対応については、平成19年6月21日付国管総110「国税不服審判所個人情報保護関係事務取扱要領」（事務運営指針）の定めるところによる。

2 裁決書の謄本の再交付を求められた場合の措置

管理系の担当者は、前記1の本文により「裁決書（28号）」の謄本の再交付を行わない場合には、「裁決書謄本再交付等整理簿（194号）」にその事績を記載した上で、再交付できない旨を回答し、当該回答した事績を当該「裁決書謄本再交付等整理簿（194号）」に記載する。また、前記1のただし書により、再交付をする場合には、次による。

(1) 再交付を求めた者が請求人又は参加人本人であることを確認する。

なお、代理人により求められている場合は、委任状などの再交付に関する代理権限を証明する書面を添付させる。

(2) 再交付を求めた者（請求人又は参加人）から、審査請求年月日、審査請求の対象となった処分及び「裁決書の謄本を受領したが、紛失したことから再交付を求める。」と記載した書面を提出させる。

- (3) 次の書類を作成し、所長の決裁を仰ぐ。
- イ 「裁決書謄本の再交付について(195号)」
 - ロ 「裁決書(28号)」の謄本。この場合において、当該謄本の初葉右上に「再交付」と朱書する。
 - ハ 「認証書(183号)」。この場合において、当該認証書には、「本謄本は、平成〇年〇月〇日付の再交付の求めに基づき再交付するものである。」と付記する。
- (4) 所長の決裁を経た後、「裁決書(28号)」の謄本の末葉に「認証書(183号)」を添付し、第7章第2節《裁決書の原本及び謄本の作成等》1《裁決書の原本及び謄本の作成》(3)の定めに準じて処理する。
- (5) 郵便等により再交付する場合には、第7章第3節《裁決書の謄本の送達》2《送達の方法》の定めに準じて処理する。
- (6) 再交付した場合には、その事績を「裁決書謄本再交付整理簿(194号)」に記載する。

3 再交付を求める書面等の編てつ

請求人又は参加人からの再交付を求める書面及び再交付に係る決裁文書は、「裁決書謄本再交付関係つづり」を作成した上で、編てつする。

【参考1】 事件区分とモデル処理期間

(単位：日)

事件区分	内容	収受 ～ 答求	答求 ～ 答収	答収 ～ 当合	当合 ～ 議決	収受 ～ 小計	議決 ～ 発送	合計
A 事件	不適法な事件	26				26	14	40
A' 事件	特迅事件	70				70	30	100
B 事件	定型的な事件	9	28	30	73	140	40	180
C 事件	一般的な事件	9	28	30	163	230	50	280
D 事件	複雑困難な事件	9	28	30	203	270	60	330
E 事件	特別な事件	-						

(注) 1 「特迅事件」とは、平成28年3月25日付審判所情報第1号「審査請求人の主張が課税等要件事実と関係のない審査請求事件の審理について」に定める事件を示す。

- 2 「収受」とは審査請求書の収受を示す。
- 2 「答求」とは答弁書要求を示す。
- 3 「答収」とは答弁書収受を示す。
- 4 「当合」とは当初合議を示す。

※ 平成10.6.17 国管管17 国税不服審判所長・各国税不服審判所長（最終改正平成29.2.14）
「事務計画の策定、進行管理の実施及び実績報告等について（事務運営指針）」（別紙17頁、18頁）を基に作成。

【参考2】 関係法令等一覧

通則法		施行令等	通 達
75条	国税に関する処分についての不服申立て	—	75-1～75-8
76条	適用除外	—	76-1, 76-2
77条	不服申立期間	—	77-1～77-6
77条の2	標準審理期間	—	77の2-1～77の2-1
78条	国税不服審判所	—	78-1
79条	国税審判官等	—	—
80条	行政不服審査法との関係	—	80-1, 80-2
87条	審査請求書の記載事項	令32、規12	87-1
88条	処分庁を経由する審査請求	—	—
89条	合意によるみなす審査請求	—	89-1
90条	他の審査請求に伴うみなす審査請求	—	90-1, 90-2
91条	審査請求書の補正	—	91-1, 91-2
92条	審理手続を経ないでする却下裁決	—	92-1, 92-1
92条の2	審理手続の計画的進行	—	—
93条	答弁書の提出等	令32の2, 3	93-1
94条	担当審判官等の指定	令33	—
95条	反論書等の提出	令33の2	95-1
95条の2	口頭意見陳述	—	95の2-1～95の2-8
96条	証拠書類等の提出	—	96-1
97条	審理のための質問、検査等	令34、規16	97-1～97-6
97条の2	審理手続の計画的進行	令35	97の2-1
97条の3	審理関係人による物件の閲覧等	令35の2, 規12の2	97の3-1～97の3-3
97条の4	審理手続の終結	令36	97の4-1～97の4-6
98条	裁決	—	98-1～98-5
99条	国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決	—	99-1
100条	削除	—	—
101条	裁決の方式等	—	101-1～101-10
102条	裁決の拘束力	—	—
103条	証拠書類等の返還	—	—
104条	併合審理等	—	104-1～104-6
105条	不服申立てと国税の徴収との関係	令37	105-1～105-3
106条	不服申立人の地位の承継	—	106-1～106-5
107条	代理人	令37の2	107-1～107-8
108条	総代	—	108-1～108-6
109条	参加人	—	109-1～109-10

通則法		施行令等	通 達
110条	不服申立ての取下げ	—	110-1～110-3
111条	3月後の教示	—	—
112条	誤った教示をした場合の救済	—	112-1～112-3
113条	主席審判官への権限の委任	令38	—
114条	国税庁長官に対する審査請求書の提出等	—	—

(注) 1 「令」とは「国税通則法施行令」を、「規」とは「国税通則法施行規則」をそれぞれ示す。

2 「通達」とは、「不服審査基本通達（国税不服審判所関係）」を示す。